

社会福祉法人水の会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

運営目標を「男女従業員の仕事と生活の調和を応援すること」として、一人ひとりの「違い」を尊重し、互いに受け入れ、その多様性を活かすことにより全従業員が安心して仕事に取り組み、その能力を十分に発揮できる環境づくりを目指し、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間（第2期）

2020年4月1日～2025年3月31日

2. 女性活躍推進の課題

正職員のうち女性の正職員が8割以上占めている。

組織の意思決定にかかわる指導的立場を担う女性管理職員を増やす。

保育士、介護職員の人材不足により労働者の月平均残業時間が4時間30分となっている。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1 女性の管理職員の割合を7割以上とする。

<取組内容>

●多様な人材の育成<キャリア開発>

- ・2020年6月～ 「若手職員のキャリア研修（主任研修）実施
- ・2020年11月～ 「管理職研修」（施設長クラス）実施
- ・2021年3月～ 2020年度の実施状況を踏まえ、施策の継続・充実を検討

●育児休業中職員に情報を提供し、円滑な職場復帰を支援

- ・2020年4月～ 育児休業制度について社内に周知する。
- ・2020年4月～ 育児休業者に対し継続的な情報提供を実施する。

目標2 労働者の月平均残業時間を4時間15分にする。

<取組内容>

●多様な働き方の実現<働き方改革>

- ・通年 施設長ヒアリング等により職員を配置する上での課題を把握、解決策を検討する。
- ・令和3年4月～ 残業時間縮減期間を設定し、残業時間の縮減を行う。
- ・令和3年度 労働者の月平均残業時間を4時間20分にする。
- ・令和4年5月～ 残業時間の多い施設に対し法人本部でヒアリングを行い、課題を把握、解決策を検討する。